

■受領No.1420

## 「巨大テクノロジー企業」から捜査機関への 任意の情報提供の憲法上の課題

代表研究者

小西 葉子

高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門 助教



## The issues on Constitutional Law about provision of information from Big Tech Company to Law Enforcement Power

Principal Researcher

Yoko Konishi,

Kochi University, Research and Education Faculty, Humanities and Social Science Cluster, Education Unit Assistant Professor

本研究は、「巨大テクノロジー企業」から捜査機関への任意の情報提供という切り口から、プラットフォームを利用する個人の憲法上の権利の保障とその課題を明らかにするものである。

具体的には、「巨大テクノロジー企業」の提供するサービスと憲法上の権利の関係、特にプライバシー及び表現の自由との問題について、日独比較の観点を中心に研究した。

研究成果として、「巨大テクノロジー企業」が捜査機関と協力関係を結ぶ場合には、利用者である個人の「同意」がプラットフォーム利用のための条件になってはいけないという結論を導いた。

This research is revealing the issues to protect human rights on Constitutional Law from the viewpoint of those issues is to provide information from Big Tech Company to Law Enforcement Power.

PI has mainly researched in point view of Comparative Law (Japan and Germany) about the correlation between services provided by Big Tech Company and human rights on Constitutional Law. More specifically, there are the issues for privacy and free speech.

Finally, the research reached the result that we shouldn't allow to set conditions which users must agree with to provide Law Enforcement Power their information if Big Tech Company would cooperate with Law Enforcement Power.

### 1. 研究内容

#### 1.1 研究目的

本研究は、「巨大テクノロジー企業」から捜査機関への任意の情報提供という切り口から、プラットフォームを利用する個人の憲法上の権利の保障のあり方とその課題を明らかにすることを目的としている。本研究はこの目的の達成を通じて、憲法上の権利が実効的に保障された自由な情報空間の形成・発展に貢献する。

#### 1.2 研究の段階

本研究は4つの段階に分けて実施した。そのうち、アプローチ1と4を研究成果2. 1. として、アプローチ2と3を研究成果2. 2. としてまとめた。

アプローチ	内容
1	「巨大テクノロジー企業」の憲法上の位置付け
2	巨大テクノロジー企業の提供するサービスと憲法上の権利
3	巨大テクノロジー企業による捜査機関への任意の情報提供 - 「同意」の射程と情報管理
4	巨大テクノロジー企業による表現の自由の制約 - 捜査機関への情報提供と萎縮効果

### 1.3 プラットフォームを支えるビッグデータと公共圏（アプローチ1. 及び4.）

まず取り組んだのは、「巨大テクノロジー企業」がいかなる憲法上の位置づけにあるのか、個人の表現の自由と如何なる関係にあるのかという視点からの研究である。ここでは「巨大テクノロジー企業」を、いわゆるプラットフォーマーに限定した。

ここで重視した問題意識は、プラットフォームの前提であるインターネットやビッグデータの出現によって、公共圏の形成主体がどのように変化したのか（あるいはしなかったのか）ということである。

研究成果2. 1. では、このような問題意識から、ビッグデータと公共圏の関係について、公共圏の形成主体たる個人と民主主義に関する憲法学的視点を持って検討した。検討の手法として、主として公共圏論の哲学的発祥地であるドイツの議論（カント、ハーバーマス、シュミットら）を取り上げて論じるとともに、アメリカやフランスにおける理解を参照した。

結論として、単独・即時の発信（表現行為）の可能性を特徴とする現代のインターネットは、多様な情報が多くの人に開かれていること（開放性）が重要であり、ビッグデータはこれを支えるものであるということが明らかになった。併せて、「ビッグデータの運用を私企業のみ委ねず、適切な公共圏を形成するための対応を加えることによって、インターネットの「開放性」を維持する代わりに何を失うこととなるのだろうか。公共圏の断

片化を回避するため、ビッグデータの運用を市場原理から引き離すことは、何を意味するのだろうか。」という新たに追究すべき問いも導かれた。

### 1.4 プラットフォーマーから刑事訴追機関への情報提供の法的課題（アプローチ2. 及び3.）

次に取り組んだのは、プラットフォーマーから刑事訴追機関への情報提供にいかなる性質の法的根拠が必要となるのか、という問題についてである。

研究成果2. 2. では、プラットフォームの提供する検索システムやSNSなどのサービスと憲法上の権利の関係を整理するとともに、プラットフォーマーから刑事訴追機関への情報提供の任意性について、ドイツのSNS対策法の立法過程の分析を通じて研究した。

具体的にはドイツのSNS対策法の制定において重視されていたプラットフォーマーの「自由意志による協力」という視점에注目し、同法5条の刑事訴追機関の問い合わせに答えるための窓口の設置義務との関係について検討した。また同法改正にあたって参照された、実際に保有している情報を提供する事業者側にも法的な根拠を要求する考え方（「二重扉」理論）についても、検討対象としている。ここから、利用者の「同意」がプラットフォームの契約から切り離されているという前提が充足されてはじめて、プラットフォーマーが「自由意志による協力」として刑事訴追機関に情報提供を行うこと、もしもプラットフォーマーの協力が義務化されるのであれば相応の適切

な法的統制が必要とされるということが分かった。

この検討を踏まえて、プラットフォームから刑事訴追機関への情報提供の根拠や範囲の限定について十分な法整備がなされていない日本においても、利用者の「同意」とプラットフォームの「協力」の牽連性を正当化する法的枠組みを検討していくことが重要であると結論付けた。

### 1.5 まとめ

以上の研究を通じて明らかとなったのは、「巨大テクノロジー企業」は国家とは切り離された一私企業でありながら、実態としては現代の私たちの公共圏の形成について国家以上に強い影響力を有しているということである。これを前提に、「巨大テクノロジー企業」が捜査機関（1.4.ではドイツの用語に従い「刑事訴追機関」と記載）と協力関係を結ぶ場合には、利用者である個人の「同意」がプラットフォーム利用のための条件になってはいけないという結論を導いた。

## 2. 発表（研究成果の発表）

2. 1. 小西葉子、プラットフォームを支えるビッグデータと公共圏、情報法制研究第8号(2020)

86頁～96頁

2. 2. 小西葉子、プラットフォームから刑事訴追機関への情報提供の法的課題—ドイツのSNS対策法5条を題材として—、情報通信政策研究第5号第2号(2022) II-1～22頁